

合理的配慮とは

(以下、文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ、第二次まとめ)」より)

大学における合理的配慮とは、

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

つまり合理的配慮とは、障がいのある学生の修学上のニーズに応じて、個別・具体的に変更や調整を行うことと言えます。また、合理的配慮を提供する上で、教育環境の調整について、「教育の本質」を変えることなく、すべての学生が同等の条件で学べるようにすることが重要であり、(卒業後の)資格取得や就職に関するものなど、教育の本質とは異なる付随的要件を理由に評価されることを避けなければならない、と言及しています。また、障がいのある学生に教育活動への参加が保障されるために、以下のように留意すべき観点を述べています。

1. 高等教育における3つの方針(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)やシラバス等の明確化・公開を行い、教育の本質を可視化し、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にすること
2. 講義・演習等その形態を問わず、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保すること
3. 教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料は、障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保すること
4. 授業において、何らかの参加要件を設定する場合は、障害を理由に参加を妨げることがないような要件にすること
5. 学外実習や留学、海外研修等、学外の複数の機関が関与する場合には、支援の主体が不明確になりがちである。(中略)大学は、障害のある学生が不利のない環境で実習等を行うことができるよう十分な事前準備を行う必要がある。
6. 入試や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更を行う。その際、支援の在り方について事前に検討できるよう試験の形式や評価基準についてシラバス等に明記する。

7. レポートや発表等、試験以外の課題においても、その目的や評価基準を明確に示すことが望ましい。また目的を損なわないようにしながら、障害のある学生の学修成果を適切に評価できるよう、提出や発表の形式については柔軟に変更できるようにする。

8. 成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や合格基準を下げることは行わないよう留意する。

9. 障害により教育課程の履修に時間を要すると考えられる場合には、当該学生と相談の上、その状況に応じた履修計画を策定するよう努める。この際、障害のある学生の負担軽減の観点から、長期履修制度の活用も検討することが望ましい。_